

業務説明書

1 業務の目的

奈良県は、平成25年2月に知事を会長とする新たな体制での「奈良県地域交通改善協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、路線バスだけでなく、コミュニティバス等も含め、移動ニーズに応じた交通サービスのあり方について検討を進めてきた。

平成28年3月には、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「奈良県公共交通基本計画」（以下、「基本計画」）及び地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を図ることを目的として、「奈良県地域公共交通網形成計画」（以下、「網形成計画」）を策定した。

その後、基本計画及び網形成計画に基づき各種施策に取り組んでおり、令和2年度で計画策定から5年が経過するところである。

本業務は、基本計画の改定及び網形成計画の次期計画となる「奈良県地域公共交通計画」（以下、「地域公共交通計画」）の策定に向け、調査・検討を行うものである。なお、現基本計画の基本的な方針を現網形成計画の基本方針としていることに留意し、両計画の改定・策定の検討を行うものとする。

調査・検討については、現基本計画の取組に関する効果検証等に加え、現網形成計画における路線の必要性・補助妥当性を客観的に診断する「バスカルテ」、まちづくりや観光等に係る施策との連携を踏まえた「公共交通とまちづくりのデッサン」について、新たな指標や構成要素等を検討し、両計画案のとりまとめ等を行う。

近年、人口減少や少子高齢化の影響により利用者が減少し、路線バスを取り巻く環境は厳しいものとなってきている。さらに、交通事業者が経営効率の向上を図るため減便等が行われる可能性があり、サービス低下によるさらなる利用者の減少やそれによる公共交通の維持確保が懸念されている。現在のところ、平成24年10月に奈良交通から路線維持が困難となり協議の申し入れがあった中南部地域（25路線）に加え北西部地域（8路線）を協議対象路線としているところである。

今年度は、県下の複数市町村を經由する全路線（56路線：上記の33路線を含む）を対象に行った潜在需要や顕在需要の把握・分析結果を基に、路線の適正評価を行い、今後の公共交通分野の施策展開を思考するための新たな協議対象路線を抽出する。

また、有識者等の意見を聴くために県が設置する「奈良県公共交通基本計画策定委員会（以下、「委員会」）」や、地域公共交通計画策定の際に合意が必要となる協議会等の検討結果についても留意することとする。

2 業務内容

2-1 業務概要

- ・業務名：奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）
- ・業務の対象地域：奈良県全域
- ・契約締結の翌日から、令和4年3月25日（金）まで

2-2 業務内容

【1】基本計画の改定案の検討

過年度業務において作成された検討資料をもとに、現基本計画の取組に関する効果検証、総合的かつ計画的に講ずべき施策の検討、新たな交通サービスの検討、基本計画改定案のとりまとめを行う。

なお、基本計画改定案の策定にあたっては定例県議会（令和3年12月、令和4年2月開催予定）において検討状況の説明と併せ、基本計画改定案等の報告を行い、令和3年度中に議決を行う予定。

1) 現基本計画の取組に関する効果検証

基本計画の改定に向け、現計画で実施した取組み施策や指標・目標値の効果検証、並びに公共交通の現状と近年の動向を踏まえた課題を抽出するとともに、新たな指標・目標値について検討する。

なお、過年度業務において収集・更新された成果を踏まえ、更にデータ追加・情報を更新するものとするとともに、本項目によりとりまとめた成果品は、「令和3年度奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況報告書」の「I. 公共交通の動向」に活用し、奈良県議会（令和4年6月定例会）において、報告する予定である。

2) 総合的かつ計画的に講ずべき施策の検討

上記1)の検討結果や、県政発展の目標と道筋である「奈良新『都』づくり戦略2021」の取組、令和2年度で策定された本県の他計画等を踏まえ、盛り込むべき総合的かつ計画的に講ずべき施策について検討する。

3) 新たな交通サービスの検討（MaaS導入に向けた調査・検討）

過年度業務において検討された成果を踏まえ、導入候補地域におけるMaaS導入の課題について、導入候補地域の地域特性や公共交通の状況等を考慮するとともに、情報共通基盤の整備、活用データの取扱、採算性など、MaaS導入時の課題解決に向けた調査・検討を行う。

また、国等の実証実験等に対する支援制度等についても調査するとともに、支援の可能性について検討する。なお、鉄道、路線バス、コミュニティバスとの役割分担による運行の最適化を図るため、バス路線の再編も考慮することとする。

4) 基本計画改定案のとりまとめ

上記【1】1)、2)、3)、下記【2】について、有識者等への説明資料作成の上、過年度業務の検討資料や、開催した委員会等の検討結果を踏まえ、基本計画改定案としてとりまとめ、以下の資料を作成する。

なお、委員会は、令和3年6月、10月、令和4年1月の開催を予定している。

- ・有識者等への説明資料を作成する。
- ・パブリックコメントの資料作成、意見の集約、整理を実施する。
- ・基本計画改訂版の冊子と概要版を作成する。

【2】 地域公共交通計画の策定案の検討

過年度業務において作成された検討資料をもとに、同計画の実効性を確保するため、継続的に検証を行い、各地域の関係者間での協議・合意する際に必要となるバスカルテの改定や、新たな「バスカルテ 2.0」及び「公共交通とまちづくりのデッサン 2.0」の作成を行う。さらに、作成までのプロセスやマニュアル等を整理のうえ、地域公共交通計画案のとりまとめを行う。

地域公共交通計画案のとりまとめの際は、基本計画改定案に掲げる基本的方針・施策体系に基づき、5年程度を目処に取り組んでいくべきものとして、取組目標や取組事項を地域公共交通計画案に盛り込むこととする。

なお、地域公共交通計画案の作成にあたっては協議会の部会である地域別部会（令和3年6月開催予定）、路線別検討会議（令和3年7月～8月開催予定）において関係者間で協議を行うとともに、協議会（令和3年10月、令和4年2月開催予定）において検討状況の報告と併せ、地域公共交通計画案等の報告を行い、令和3年度中に策定する予定。

1) バスカルテの改定及び新たな「バスカルテ 2.0」の検討

① バスカルテの改定

移動ニーズに応じた交通サービスの実現に向け、路線の必要性・補助妥当性を5つの指標に基づき客観的に診断するため、路線概況や診断結果をまとめた「バスカルテ（路線グループ単位（全18グループ）で作成）」において、客観的指標（5指標）や構成要素（現計画では、運行内容、診断指標を用いた評価、利用状況、改善策に向けた方策を掲載）の検討を行う。

また、検討した客観的指標に基づく運行状況（令和2年10月～令和3年9月運行分）の評価、改善策の検討を行うためのデータ整理・分析を行い、バスカルテ（路線グループ単位（全18グループ）で作成）を改定し、改善策を提案する。

<留意事項>

- ・路線別検討会議等での検討内容を踏まえ、取り組むべき改善策や施策等を反映する。
- ・バス運行状況等のデータ（令和2年10月～令和3年9月運行分）は、関係交通事業者から令和3年12月以降に提供される見込みである。

② 新たな「バスカルテ 2.0」の検討

過年度業務の成果である潜在・顕在需要等を踏まえ、新たな協議対象路線を抽出し、「バスカルテ 2.0」を作成する。

新たな「バスカルテ 2.0」には、対象となる路線の沿線状況等（運行状況、利用状況、施設配置状況等）を把握するため、沿線市町村、交通事業者へのヒアリング、沿線住民等へのアンケート調査等を実施するとともに、潜在需要を顕在化するための改善策や施策の実効性を評価する為の新たな指標や構成要素（現計画では、運行内容、診断指標を用いた評価、利用状況、改善策に向けた方策を掲載）を検討する。

また、新たに協議対象とするバスの運行状況（令和2年10月～令和3年9月運行分）の評価、改善策の検討を行うためのデータ整理・分析を行い、改善策を提案する。

なお、路線別検討会議等での意見等も踏まえ、とりまとめることとする。

検討するグループ数は5グループ程度とし、1グループにつき、2、3路線の路線バス等が含まれるものとする。

2) 新たな「公共交通とまちづくりのデッサン 2.0」の検討

複数の市町村を跨ぐ路線バス、市町村連携コミュニティバスを中心に、まちづくりや観光等に係る施策との連携を踏まえ、公共交通とまちづくりのあり方について、対象区域や取組の実施主体を明らかにした「公共交通とまちづくりのデッサン」（路線グループ単位（全18グループ）で作成）に加え、新たな協議対象路線において、「公共交通とまちづくりデッサン 2.0」の構成要素（現計画は、路線・地域の概要〔まちづくりの方向性、関係市町村、主な沿線施設、評価指標〕、今までの運行再編の概要、主な実施事業実績、実施事業等を掲載）等を検討し作成する。

新たな「公共交通とまちづくりデッサン 2.0」には、上記【2】1)②で実施した沿線状況の把握調査等を活用するとともに、「公共交通とまちづくりデッサン 2.0」ごとに施策の実効性を評価する為の新たな評価指標を検討する。

また、検討した新たな評価指標による評価のうえ、改善策の検討を行うためのデータ整理・分析を行い、改善策を提案する。なお、路線別検討会議等での意見等も踏まえ、とりまとめることとする。

3) 地域公共交通計画策定案のとりまとめ

上記【1】、【2】1)、2)、3)や過年度業務の検討資料、協議会等の検討結果を踏まえ、地域公共交通計画案としてとりまとめ、以下の資料を作成する。

- ・パブリックコメントの資料作成、意見の集約、整理を実施する。
- ・地域公共交通計画策定版の冊子と概要版を作成する。

【3】協議会等の運営支援

地域の実情に応じた公共交通のあり方については、毎年度、協議会等において更なる検討を行い、公共交通の見直し等について継続的な協議を実施している。

その為、地域公共交通計画の策定の際に合意が必要となる協議会等の運営支援を行う。

1) 協議会等の運営支援

協議会等について、会議への出席、議事録の作成、その他会議の運営に必要な支援（設営協力など）を行う。ただし、印刷費、会場借上げ費用は含まない。

① 協議会

令和3年6月以降に2回開催予定（協議会：令和3年10月と令和4年2月を予定）。配付資料の作成及び協議会の出席、意見の取りまとめ等を行う。

構成：県内39市町村、交通事業者、関係団体等の約60団体

出席者：約100名

② 地域別部会

幹事会に設置した地域別部会（北西部、中部、東部、南部）を令和3年6月以降に1回開催予定（令和3年6月を予定）。配付資料の作成及び部会の出席、意見の取りまとめ等を行う。

出席者：各約30名

③ 路線別検討会議

路線グループ単位（全18グループ）で検討を行う。令和3年6月以降に2回開催予定。配付資料データの作成及び会議の出席、意見の取りまとめを行う。なお、1日あたり複数グループ

の会議開催を予定しており、実開催日数は9日を想定している。

出席者：各約15名

i) 令和3年7月～8月：18グループ全てで開催（6日間を想定）

網形成計画『公共交通とまちづくりのデザイン』に基づく事業の進捗状況の確認、地域公共交通計画策定に向けての協議、関係者間での公共交通施策に係る情報共有を目的とする。

ii) 令和4年1月～3月：改善を要するグループのみ開催（全10グループで3日間を想定）

令和3年度（令和2年10月～令和3年9月）運行分に関する診断指標を用いた診断結果により、要改善と判断された系統の改善策を検討することを目的とする。

【4】打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ7回、成果品納入時の計9回とする。ただし、中間打合せは、担当職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

業務着手時及び業務完了時には原則として管理技術者が出席するものとする。

業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

【5】報告書の作成

業務を実施した業務内容について報告書を取りまとめる。

なお、本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）：（以下、「要領」という。）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議すること。

3 参考とする資料

3-1 ホームページ上で閲覧可能なもの

- 1) 奈良県地域交通改善協議会での検討状況 (<http://www.pref.nara.jp/24442.htm>)
- 2) 奈良県公共交通基本計画 (<http://www.pref.nara.jp/40528.htm>)
- 3) 奈良県地域公共交通網形成計画 (<http://www.pref.nara.jp/41826.htm>)
- 4) 令和元年度奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況報告書
(<http://www.pref.nara.jp/40528.htm>)

3-2 技術提案書作成に関し、閲覧可能なもの

（閲覧方法については、技術提案書の提出依頼の通知時に指定する。）

- 1) 令和2年度 第2-委1号

奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品

※令和2年度に係るバスカルテ（全18グループ）を含む

3-3 受注後に貸与するもの

- 1) 平成28年度 第1-委1号
県内全域 地域公共交通再編実施計画検討補助業務等委託（交通基本戦略推進事業）成果品
- 2) 平成29年度 第1-委9号
奈良県地域交通改善協議会運営補助業務等委託（公共交通基本計画推進事業）成果品
- 3) 平成30年度 第1-委3号
奈良県地域交通改善協議会運営補助等業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品
- 4) 令和元年度 第3-委1号
奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品
- 5) 令和2年度 第2-委1号
奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品
※令和2年度に係るバスカルテを含む

4 成果品の提出

業務の成果品は次のとおりとする。

- 1) 報告書A4簡易ファイル製本：1部
- 2) 1)の電子媒体（元ファイルとPDF形式）CD-R：2枚
「要領」で特に記載が無い項目については、調査（監督）職員と協議のうえ決定するものとする。
- 3) 「基本計画」の計画書（A4版白黒）400部、概要版のパンフレット（A4版カラー）400部の製本・印刷、及びその原稿の電子データ
- 4) 「地域公共交通計画」の計画書（A4版白黒）400部、概要版のパンフレット（A4版カラー）400部の製本・印刷、及びその原稿の電子データ

5 その他

- 1) 本業務の履行にあたっては、「本業務説明書」及び「特定された技術提案書により作成する特記仕様書」によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。
- 2) 業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は奈良県に属するものとする。
- 3) 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- 4) 本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。

以上